

枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金Q&A

掲載日:令和3年7月5日
最終更新日:令和3年7月5日

※以下の質問における条件に関するものについては、特に記載がない他の要件はすべて満たしているものとします。

番号	カテゴリー	質問	回答
1	対象要件	CO2センサー、アクリル板は補助の対象外か。	本補助金の対象外ですので、大阪府の制度をご活用ください。
2	対象要件	対象備品をリース・レンタルした場合は対象か	リース・レンタル等の場合は対象外となります。
3	対象要件	テイクアウト専門店、デリバリー専門店、移動販売専門店、大型商業施設内のフードコートの店舗、イートインスペースを有するコンビニは対象となるか。	左記施設は対象外となります。 本補助金は、設備を設けて客に飲食させ、かつ専用の飲食スペースを有している店舗を対象としています。
4	対象要件	営業実態があるとはどういう状態か。	営業している状態をいいます。休業している場合は、営業に必要な設備を備えておりいつでも営業を再開(開始)できる状態を指します。
5	対象要件	代引手数料、振込手数料などの各種手数料は対象となるか。	対象備品の購入と可分の費用については対象外となります。
6	対象要件	購入日とはどの時点のことを指すのか。	商品の移転と代金の支払いが、買主と売主の間で約束された日が購入日となります。 対面販売による購入の場合は、原則領収書に記載の日付となります。 ネット通販サイトでの購入の場合は、サイトの「ヘルプ・お問い合わせ」等に購入日について記載がある場合がありますので、ご確認ください。なおネット通販での購入の場合、別途購入日がわかる資料の提出を求めますので、ご了承ください。
7	対象要件	ゴールドステッカーをとっていないが、その場合は対象外となるのか。	本補助金の申請において、大阪府のステッカーはゴールドステッカーである必要はありません。(通常版(青色)で申請可)
8	申請手続	複数店舗経営している場合は、申請できる件数は何件か。	対象店舗ごとに申請可能です。各店舗ごとに添付書類をご準備のうえ提出してください。(1枚の申請書及び添付書類で申請できる件数は1店舗分のみです)
9	申請手続	営業許可証を紛失した場合はどのようにすればよいか。	再発行の手続きを行ってください。 手続きの詳細は、枚方市保健衛生課(072-807-7624)までご相談ください。
10	申請手続	レシート、領収書は原本が必要か。	写しで構いません。 ただし、改ざん等の不正が発覚した場合は厳正に対処します。
11	申請手続	レシートを紛失した場合はどのようにすればよいか。	領収書が再発行可能かどうか、購入店にご確認ください。再発行できない場合は、申立書にその旨を記入のうえ、購入履歴など、「購入者、支払日、品名、数量、金額、ポイント等の利用による割引額」がわかる資料を提出してください。
12	申請手続	ネット通販サイトで購入したため領収書がないが、どうすればよいか。	領収書が発行可能かどうか、利用したサイトのQ&Aなどをご確認ください。発行できない場合は、申込書類一式に掲載している「申立書」にその旨を記入のうえ、「購入者、支払日、品名、数量、金額、ポイント等の利用による割引額」がわかるものを提出してください。
13	申請手続	「購入者、支払日、品名、数量、金額、ポイント等の利用による割引額」がわかるものとは、どういったものか。	注文明細書やクレジットカードのご利用代金明細書など、注文内容の詳細がわかる資料と経費の支払いを証する資料などを指します。対象になるか不明な場合は商工振興課までお問い合わせください。
14	申請手続	領収書に税込み額しか記載がない場合はどうすればよいか。	ご自身で税抜き額を計算し、領収書等に記載してください。 税抜き額は、商品ごとに「税込金額」を「1.1」で割り、小数点が出た場合は切り捨てて求めてください。
15	申請手続	領収書に「一式」「諸経費」等と記載されており、商品価格や送料の価格がわからない場合はどうすればよいか。	購入店に内訳を証明してもらってください。内訳の証明ができない場合は補助対象経費とみなさない場合があります。
16	申請手続	対象品目と対象外品目を同時に購入しポイントを使用した場合、ポイント利用額はいくら差し引けばよいか。	利用した全額分を差し引いてください。
17	申請手続	全額ポイントを利用した場合はどうすればいいのか。	実費負担額のみ請求できますので、全額ポイント利用の場合は申請できません。
18	申請手続	対象品目と対象外品目を同時に購入した場合、送料の取扱はどうすればよいか。	会計単位で送料が発生している場合は、送料は対象備品の購入に係る不可分の費用として、送料全額が補助対象経費となります。商品ごとに送料が発生している場合は、対象備品にかかる送料のみが補助対象経費となります。